（注意事項）

1　法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「適格機関投資家の出資額及び出資割合」、「適格機関投資家の状況」、「適格機関投資家以外の者の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（１年前）」及び「総資産額」の欄を記載すれば足りる。

当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2　本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第２条第２項第５号又は第６号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3　「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5　「私募・運用の別」の欄には、当期において法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務を行った場合は「私募」と、当期末時点において同項第２号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、双方に該当する場合は「私募・運用」と記載すること。

6　「届出の種別」の欄には、当該ファンドに関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第１項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則48条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第２条第１項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧63条」と、同法による改正後の金融商品取引法第63条第１項第１号又は第２号に掲げる行為に係る業務である場合は「63条」と記載すること。

7　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

8　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

9　「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位３位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12において同じ。）。

「国・地方公共団体等」

令第17条の12第１項第１号若しくは第３号に掲げる者又は第233条の２第４項第１号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

令第17条の12第１項第４号若しくは第５号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）（以下９及び11において「定義府令」という。）第10条第１項第１号若しくは第２号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

令第17条の12第１項第２号若しくは第12号に掲げる者又は第233条の２第４項第２号に掲げる者又は定義府令第10条第１項第４号、第５号、第７号から第17号まで、第19号若しくは第21号に掲げる者をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第10条第１項第18号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第17の12第１項第７号から第11号までに掲げる者又は第233条の２第１項第２号、第４項第４号イ、第５号、第６号若しくは第８号に掲げる者（同条第１項第２号に掲げる者にあっては、親会社等に限る。）又は定義府令第10条第１項第20号、第23号イ若しくは第23号の２に掲げる者（第23号イに掲げる者にあっては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条第１項第５号前段に規定する居住者をいう。以下９において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

第233条の２第１項第１号若しくは第３項第１号に掲げる者（居住者に限る。）又は定義府令第10条第１項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

令第17条の12第１項第13号に掲げる者又は第233条の２第１項第１号、第３項第１号、第２号、第４項第３号若しくは第４号ロ、第７号に掲げる者（同条第１項第１号又は第３項第１号に掲げる者にあっては非居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第６号に規定する非居住者をいう。以下９において同じ。）に限り、第233条の２第３項第２号又は第４号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）又は定義府令第10条第１項第３号、第６号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ若しくは第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ又は第24号イに掲げる者にあっては非居住者に限り、第23号ロ又は第24号ロに掲げる者にあっては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

10　「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。

11　「適格機関投資家の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第10条第１項第１号から第27号までの区分の別について記載すること。「第234条の２第１項第１号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金を控除した金額を記載すること。

12　「適格機関投資家以外の者の状況」の欄には、適格機関投資家以外の者について、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」、「密接な関係を有する者」（第233条の２第１項第２号（親会社等を除く。）から第６号に掲げる者（令第17条の12第１項各号（第６号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）、「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」（第233条の３各号に掲げる者（令第17条の12第１項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）又は「その他」（「密接な関係を有する者」及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を除く。）の種別ごとに、数、出資額及び出資割合を記載すること。また、「出資割合」の欄には、総出資額に占める各種別の出資割合を記載すること。